

# 流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係るプロポーザル評価基準要領

## 1 目的

この要領は、流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係るプロポーザルにおける参加事業者から、最も有用なものを特定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 特定方法

プロポーザル参加者が提出した企画提案書及びそのプレゼンテーション等の内容について評価を行い、評価が最も高いものを事業者として特定する。

## 3 審査方法

### (1) 審査機関

プロポーザル参加者が提出した企画提案書及びそのプレゼンテーション等の内容についての審査は、流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等に係るプロポーザル審査会の委員（以下「委員」という。）が、別表「流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等提案評価基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づき行うものとする。

### (2) 審査の実施

プロポーザル参加者が提出した企画提案書の提案内容及びそのプレゼンテーションの説明内容を各審査委員が評価し、点数化した企画提案評価点の平均点に、提案見積書の価格を点数化した価格評価点を加算した総合評価点により評価する。

#### ア 企画提案評価点

最大80点とし、審査基準表の各項目について各審査委員が評価した点数の平均点とする。この場合において計算された点数は、小数第2位で四捨五入した値とする。

各項目の評価はAからCの3段階とし、各評価の配点は下記の評点表のとおりとする。

段階	提案の評価状態	配点		
A	優れた提案	20点	10点	5点
B	想定した水準にある提案	15点	7点	3点
C	低い水準の提案	8点	4点	1点

#### イ 価格評価点

最大20点とし、次の式により求めた点数とする。この場合において計算された点数は、小数第2位で四捨五入した値とする。

価格評価点 = 20 × 最低提案見積額 / 提案見積額

ウ 総合評価点等

企画提案評価点及び価格評価点の合計点数とし、最大100点とする。最低基準点は、67点とする。

4 本要領の失効

この要領は、流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等の契約締結をもって失効する。

5 附則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

別表「流山市上下水道事業会計システム賃貸借及び保守等提案評価基準表」

内容	評価項目	評価基準	点数配分
企画提案評価点	企業状況、業務実績	1 将来にわたり安定して業務を遂行できる経営基盤があるか。 2 類似の業務についての実績、信頼性はあるか。	5点
	システムの操作性	1 システム画面は分かりやすいか。 2 簿記の知識が無くても伝票起票等が行えるような工夫がされているか。 3 入力漏れや誤りなどを防ぐ対策がなされているか。	20点
	システムの機能及び内容等	1 各システム（予算執行、予算編成、固定資産管理、決算統計、企業債管理）について、必要な機能を有しているか。 2 システム内容について、柔軟にカスタマイズを行うことができるか。	20点
	動作環境について	1 ネットワークおよびデータセンターの形態は適切か。	5点
	システム導入時について	1 システムの導入方法はどのようなものか。 2 システム導入時の支援をどのように行うか。 3 システム導入スケジュールは適切か。	10点
	システム導入後の保守及び支援について	1 システムの保守はどのように行うか。 2 操作に係る質問やシステムの不具合について、どのように対応するか。 3 法令等の改正に伴うシステムの変更について、どのように対応するか。	10点
	その他	1 公営企業会計事務に関するサポートはあるか。 2 個人情報保護に係る管理体制は適正か。 3 その他システムの導入に係る追加提案があるか。	10点
価格評価点	提案見積書価格	最低提案見積金額に対する提案見積書に記載された価格	20点
総合評価点	全項目の合算	経験・実績評価点、企画提案評価点、プレゼンテーション内容評価点及び価格評価点の合算点	100点